

地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：長崎県五島市、新上五島町、長崎県

1 地域活性化総合特別区域の名称

椿による五島列島活性化特区

2 地域活性化総合特別区域計画書の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

①総合特区の目指す目標

五島列島全域に自生し日本一の本数（約 900 万本）を誇る島のシンボリックな地域資源である椿を最大限に活用した施策を展開することにより、森林環境の保全や耕作放棄地の解消といった日本全体が抱える課題解消を図るとともに、既存商品と併せて新たな椿関連商品の開発など商品戦略、販路戦略を基に地元根ざした地域密着型の 6 次産業化のモデルケースとして構築する。

②評価指標及び数値目標

評価指標（1）：自生椿林の活用促進と耕作放棄地への椿苗植栽による活用可能な椿林面積の拡大

数値目標（1）：自生椿林の利用率 1.4%（H23 年度現在）→ 7%（H29.3 末）

椿の植栽による耕作放棄地の解消

40ha【40,000 本】（H22 年度現在）→ 155ha【155,000 本】（H29.3 末）

評価指標（2）：椿関連地場産業の振興

数値目標（2）：椿油の売上額 1.2 億円（H22 年度現在）→ 6 億円（H29.3 末）

椿関連商品の売上額 0.26 億円（H22 年度現在）→ 0.6 億円（H29.3 末）

3 特定地域活性化事業の名称

五島列島の地域資源である椿を有効活用し、地域に根ざした地域密着型の 6 次産業化のモデルケースを構築するため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援等を活用しながら、自生椿林の環境保全と活用促進や椿苗植栽による耕作放棄地の解消と椿林の拡大のほか、椿を活用した新たな商品の開発と販路拡大に係る取組を行っていく。

＜椿油や椿関連商品の売上げ拡大に資する事業＞

（地域活性化総合特別区域支援利子補給金、別紙 2－4）

4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

i) 一般地域活性化事業について

特になし

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置

(別紙 2 - 8)

イ) 国と協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

自己所有椿林から収穫した椿実の搬出のための所有者不明の土地における路網の整備について、農林水産省と協議を進める中で、自らの森林の施業のために他人の土地に施設を整備する場合には、森林法第 50 条以下の規定に基づき、所有者不明の土地についても使用権の設定手続を進めることが現行の法律でも可能であるとの見解が示された。

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>

1 特定地域活性化事業の名称

< 椿油や椿関連商品の売上げ拡大に資する事業 >
(地域活性化総合特区支援利子補給金)

2 当該特別の措置を受けようとする者

ごとう農業協同組合

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

総合特区内において、搾油施設の整備拡充や椿実、椿油を保管できる倉庫建設を実施するにあたり、指定金融機関が必要な資金を貸し付ける事業を行う。

【総合特区の政策課題及び解決策との整合性】

地域活性化総合特区指定申請書においては、政策課題③「椿を活用した新たな商品開発と販路拡大」のうち、「椿油の販路拡大」を実現するための事業として、今回の利子補給金の申請に係る「椿油や椿関連商品の売り上げ拡大に資する事業」が掲げられている。

同書においては、当政策課題の解決策として、「生産・加工・流通・販売・情報発信までを一体的に支援する」ことを掲げており、今回指定金融機関が必要な資金を貸し付ける対象とする2つの事業のうち、搾油施設の整備拡充は、「生産」の部分に貢献し、椿油の保管倉庫建設については、「流通」の部分に貢献するものである。

なお、現在、産学官民の連携により、希少価値の高い化粧用椿油等、新たな椿油の研究、商品開発、椿油以外の関連商品の開発が検討されている。当貸付事業により安定確保と増産を実現した椿油をベースにこれらの商品を生産し、マーケットを拡大することにより、総合的な商品戦略、販売戦略を立て、販売促進につなげる予定である。

以上のことから、当事業は、当該総合特区の政策課題である「椿を活用した新たな商品の開発と販路拡大」及びその解決策である「流通ルートの開発と販路の拡大」とも整合している。

【参考情報】

椿実には、表年、裏年があり豊凶の差が激しく、販売先との契約は収穫が少ない年を基準としており、現状では販路拡大が困難な状況である。さらに、収量が多い時には油が余り商品価値を下げることがある。また、実は収穫・乾燥作業後の保存が難しく、現在の設備環境では、梅雨時期のカビを避けるために、実の収穫が始まる9月末から翌年の梅雨前に搾油作業を終わらせなければならない。

椿油を継続して安定的に供給するためには、椿実の収穫量の増加に合わせて製造に対応できる搾油施設の整備拡充と、安定的な供給調整を可能とする新たな椿実、椿油を保管するための倉庫建設が必要である。

別紙 2-8 <地域において講ずる措置>

1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- ・ 椿植栽推進事業（平成20年度より措置／平成24年度予算額：4百万円）
- ・ 椿栽培サポーター事業（平成24年度予算額：3百万円）
- ・ つばき実買取助成事業（平成20年度より措置／平成24年度予算額1.25百万円）
- ・ 沿道つばき整備事業（平成20年度より措置／平成24年度予算額：0.9百万円）
- ・ 五島椿まつり開催（平成6年度より措置／平成24年度予算額：2.5百万円）
- ・ つばき苗木無料配布事業（平成23年度より措置／平成24年度予算額7.92百万円）
- ・ つばきの森造成整備事業（平成24年度予算額：3.54百万円）
- ・ 椿林モデル地区整備事業（平成24年度予算額：10.34百万円）
- ・ メイドイン五島市販路拡大プロデュース事業（平成24年度予算額：39.97百万円）

2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

昭和32年3月以前 久賀村「椿樹保護条例」制定

昭和32年4月 福江市「椿樹及びういきょう樹保護条例」制定

平成16年8月 五島市「椿樹及びしきみ樹保護条例」制定

平成19年4月 長崎県「ながさき森林環境税条例」施行

平成20年3月 新上五島町「つばき産業振興計画」策定

平成21年3月 五島市「つばき振興計画」策定

平成23年12月 長崎県「ながさき森林環境税」の適用期間を5年間延長（H24～H28）

- ・ 平成24年度より、地域の独自性と創意工夫による多様な取組を支援する市町提案型事業を導入

3. 地方公共団体等における体制の強化

平成16年8月 新上五島町振興公社 設立

（椿関係団体、行政関係団体等）

平成19年10月 五島市椿510万本植栽推進委員会 設立

（搾油業者）

平成21年9月 五島市搾油部会 設置

（耕作放棄地へ椿苗の植栽を実施した者）

平成21年12月 カタシ部会 設置

（製油業者、椿関係団体、行政機関等）

平成20年8月 新上五島町つばきアイランドプラン推進協議会 設立

平成21年7月 ごとう椿苗木生産グループ 設立

平成22年1月 五島カメラ協議会 設立

平成25年4月以降 五島列島ヤブツバキ振興協議会（仮称）を設立（予定）

4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- ・平成23年度より 市民椿学講座 開催
- ・平成23年度、平成24年度 椿シンポジウム 開催
- ・平成24年度より 「椿と教会のしま『五島』」プロジェクト 開始
- ・平成24年度 「広域景観形成推進事業」のモデル地域 指定
地域が一体となって椿や教会などの五島列島ならではの景観を守り、活用し、地域振興につなげる取組みを行うこととしている。
- ・平成24年10月 木工講演会 開催
- ・2020年 国際ツバキ大会 開催

別添6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	椿による五島列島活性化特区協議会
地域協議会の設置日	平成24年2月28日
地域協議会の構成員	<p>【椿関連団体】 五島カメラ協議会、(株)山内産業 清川製油所、今村製油所、(株)かづら清搾油場、ごとう農業協同組合、(財)新上五島町振興公社、五島森林組合、ごとう椿苗木生産グループ、椿実生産者グループ</p> <p>【商工・観光団体】 五島市観光協会、富江町観光協会、新上五島町観光物産協会、福江商工会議所、五島市商工会、新上五島町商工会</p> <p>【金融機関】 ごとう農業協同組合（再掲）</p> <p>【行政】 五島市、新上五島町、長崎県</p>
協議を行った日	<p>(第1回) 平成24年 2月28日 協議会を開催</p> <p>(第2回) 平成24年 3月23日 協議会を開催</p> <p>(第3回) 平成25年 1月11日 協議会を開催（書面協議）</p> <p>このほか、実務担当者による協議を実施</p>
協議会の意見の概要	<p>(第1回)</p> <ol style="list-style-type: none"> 五島市では植栽のための椿の苗木を島外の業者から購入しているが、コストを抑えるため、椿の苗木を、農業高校・県の農林技術開発センター等で生産してはどうか。 島内には耕作放棄地が多く、その中には未相続の農地がたくさんある。ぜひ有効な活用を期待したい。 椿に関する拠点施設の整備が必要なのではないか。 <p>(第2回)</p> <ol style="list-style-type: none"> 椿を耕作放棄地に植栽するためには事前に、蔓や藪の処分をする必要があり相当な費用がかかる。どのように検討していくのか。 椿を植栽するだけでなく、つわを間植してはどうか。実が取れるまでの収入源や、雑草等の防止にもなり、島民の椿の植栽に対する意欲の向上にも繋がる。 自生椿林はその多くが高木化しているため、低木化を図るためには断

	<p>幹が必要である。断幹の方法等を県の研究所で検討してほしい。</p> <p>(第3回)</p> <p>1. 利子補給を行う指定金融機関は、市町内にある他の金融機関は入れられないか。</p>
意見に対する対応	<p>(第1回)</p> <p>1. 新上五島町ではH21に県・町の補助をうけて椿の種苗施設をつくった。年間5万本生産しており、五島市への椿苗木の供給について検討したい。</p> <p>2. 長年耕作されなかったことにより森林・原野化し、野菜等の栽培に不向きな状況にある耕作放棄地には椿の植栽を、未相続農地については特区の規制緩和を活用して積極的に利用していきたい。</p> <p>3. 拠点施設については、コンセプト、位置づけ等をきちんと整理して、2020年の国際ツバキ大会に向けて検討していく。</p> <p>(第2回)</p> <p>1. 蔓や藪の処分については現状の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の対象経費となっていると考えている。また、おが粉としての利用ができないか検討していく。</p> <p>2. 間植するという案は計画に幅がでるのでいい。五島列島として何を栽培していくのがベストなのかも含め、実施する方向で検討を進める。</p> <p>3. 段階的に断幹していった方がいいのか、一気に断幹した方がいいのか、県の研究所でも研究してみたい。</p> <p>(第3回)</p> <p>1. 指定金融機関になるためには、地域協議会の構成員であることが条件となっており、ごとう農業協同組合を指定金融機関として申請することになっている。他の金融機関については、地域協議会の構成員になってもらい、指定金融機関となることは可能である。</p>

留保条件に対する対応

1 留保条件

継続性の観点から、特定の企業に限らず、自主販路の開拓等、販路や誘客の多面的な方向性を示すこと。

2 これまでの取組

五島市と新上五島町では、島の宝である「椿」を活かした地域振興を推進するため、「五島市つばき振興計画（平成20年度策定）」や「新上五島町つばき産業振興計画（平成19年度策定）」を策定し、椿関連商品の開発・販路拡大、観光への活用等の取り組みを進めてきた。

（1）販路拡大の主な取組

- ・長崎県農林技術開発センターを中核とし、長崎大学や行政組織等「産・学・官」が一体となり、椿油のハンドオイル、椿の葉を利用したつばき茶の開発・販売を行う。
- ・五島列島産の椿油が大手化粧品メーカーのシャンプーなどのリニューアル商品に配合され、販売が開始される。

（2）誘客の主な取組

- ・官民で組織された実行委員会により、冬場の誘客対策として五島椿まつりを開催する。
- ・官民一体となって学術的な観点から世界的に品質の高い五島列島の椿を世界に向けてアピールし、2020年の国際ツバキ大会の開催が決定される。

3 これからの取組

この度の総合特区の指定によって、産学官民の連携にも弾みがつき新たな椿油の研究、商品開発、椿油以外の関連商品の開発が検討されている。総合特区を活用した取組を進めていくことで、椿油の安定確保と増産を実現し、化粧用あるいは希少価値の高い高級食用油等としてのマーケットの拡大を図る。また、椿は花・実・葉・幹・枝までが無駄なく活用できることから、油以外の椿関連商品の開発や販路拡大を進めていく。

さらに、島に点在するカトリック教会堂（世界遺産候補）が椿の花や葉を教会の内観、外観の装飾のモチーフとしていることから、「教会」と「椿」を組み合わせた誘客計画も具体的に進められている。

（1）販路拡大等の主な取組

【研究・開発】

- ・椿油新製品の開発、品質・特性解明及び葉の用途開発
長崎県、長崎大学、長崎県立大学、民間事業者
- ・断幹により生じる椿材を活用した木工製品の開発
五島列島ヤブツバキ振興協議会（仮称）、民間事業者

- ・ 椿油の搾りかす等の飼料転化活用法の検討
五島市、新上五島町、長崎県、養殖業者、養豚業者

【販路拡大】

- ・ 食用椿油等の認知度向上
五島市、新上五島町、長崎県、民間事業者
- ・ 商談会、物産展等での椿油及び椿関連商品の販路開拓
製油業者、椿関連商品販売業者

(2) 誘客等の主な取組

【誘客への取組】

- ・ 椿と教会の島「五島」としてマスコミ、旅行会社への情報発信及び新たな旅行商品の開発
五島市、新上五島町、長崎県、観光業者
- ・ 椿と教会のデザインを用いて観光客等を対象にした島限定の地域通貨(プレミアム付き商品券)の発行及び消費拡大
五島市、新上五島町、商工業者

<解説>

現在の誘客は、県内の家族連れ、関東、関西の中高年層、修学旅行生などを中心に行っている。これからの新たなターゲットとして、官民一体となって教会群の世界遺産への登録を目指し、椿と教会の島「五島」としてのイメージアップに努め、国内では福岡圏域の女性客を中心とした若年層、国外では韓国などの東アジア圏からの外国人観光客の誘客に取り組む。

(3) その他

長崎県では「広域景観形成推進事業」のモデル地域として五島地域を指定し、地域が一体となって椿や教会などの五島列島ならではの景観を守り、活用し、地域振興につなげる取組みを行うこととしているなど、地域の貴重な資源である椿を様々な方面で活かそうとする動きが広がっている。

【椿の活用策一覧】

椿の活用

(主なもの)



(上記は全て五島のヤブツバキ)

花



食品 — 塩漬け(菓子材)天ぷら・ハチミツ

染色

植木・盆栽

ドライフラワー

茶 道 — 茶花

エキス — 石けん



実



椿油

椿油粕

アクセサリー

幹・枝



灰

薪

炭 — 茶席

建築材

木工

防風

石垣崩壊防止

葉



茶 (花茶)

エキス — 止血剤

抗 菌 — 寿司・饅頭・団子・タバコ

食品

美容

アロマテラピー

医薬品

灯火

工業用途

錆び止め

肥料

畑・田の害虫予防

洗髪剤

漁(現在禁止)

染色媒染剤

陶芸釉薬

漆器の研磨

印鑑

櫛

杖・独楽

農具の柄

天ぷら

炒め物

ドレッシング

菓子

スキンケア

(石けん・保湿クリーム・日焼け止め・かゆみ止め)

ヘアケア

(髪油・シャンプー・リンス)

温浴剤

マッサージ

代替医療

軟膏基剤

注射基剤

椿油粕



椿林道



団子



椿染マフラー

